

○総務省告示第八十五号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の十二第二項第二号及び別表第三号17（3）の規定に基づき、平成三十一年総務省告示第二十二号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、時分割複信方式を用いるもの及びローカル5Gの無線局の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十三日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置のうち、時分割複信方式を用いるものであって、二・二三〇MHzを超え二・三七〇MHz以下、三・四GHzを超え四・一GHz以下、四・五GHzを超え四・六GHz以下又は四・九GHzを超え五・〇GHz以下の周波数の電波を送信するもの（陸上移動中継局にあつては三・四GHzを超え三・六GHz以下又は四・九GHzを超え五・〇GHz以下の周波数の電波を送信するもの、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）にあつては三・四GHzを超え四・一GHz以下、四・五GHzを超え四・六GHz以下又は四・九GHzを超え五・〇GHz以下の周波数の電波を送信するものに限る。）及びローカル5Gの無線局の送信装置であつて、四・六GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を送信するもの（陸上移動中継局にあつては、四・八GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を送信するものに限る。）の技術的条件</p> <p>1 設備規則第四十九条の六の十二第一項第二号の総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。</p> <p>〔(1) 略〕</p> <p>(2) 陸上移動局（中継（携帯無線通信又はローカル5Gの無線局による無線通信の中継をいう。以下この項において同じ。）を行うものを除く。）の送信装置</p> <p>〔ア〜ク 略〕</p> <p>〔(3)・(4) 略〕</p> <p>〔2〜9 略〕</p>	<p>一 〔同上〕</p> <p>1 〔同上〕</p> <p>〔(1) 同上〕</p> <p>(2) 陸上移動局（中継（携帯無線通信又はローカル5Gの無線局による無線通信の中継をいう。以下同じ。）を行うものを除く。）の送信装置</p> <p>〔ア〜ク 同上〕</p> <p>〔(3)・(4) 同上〕</p> <p>〔2〜9 同上〕</p>
<p>二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局の送信装置のうち、時分割複信方式を用いるものであって、二・一五〜二・二五GHzを超え二・八・二GHz以下又は二・九・一GHzを超え二・九・五GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル5Gの無線局（二・八・二GHzを超え二・九・一GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）の送信装置の技術的条件</p> <p>1 設備規則第四十九条の六の十二第二項第二号の総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。</p> <p>〔(1) 略〕</p> <p>(2) 陸上移動局（中継（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信又はローカル5Gの無線局による無線通信の中継をいう。以下この項において同じ。）を行うものを除く。）の送信装置</p> <p>〔ア・イ 略〕</p> <p>(3) 陸上移動局（中継を行うものに限る。）の送信装置</p> <p>ア 陸上移動局と通信を行う送信装置</p>	<p>二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置のうち、時分割複信方式を用いるものであって、二・一七GHzを超え二・八・二GHz以下又は二・九・一GHzを超え二・九・五GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル5Gの無線局（二・八・二GHzを超え二・九・一GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）の送信装置の技術的条件</p> <p>1 〔同上〕</p> <p>〔(1) 同上〕</p> <p>(2) 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の送信装置</p> <p>〔ア・イ 同上〕</p> <p>(3) 〔同上〕</p> <p>ア 〔同上〕</p>

次の表の上欄に掲げる通過帯域幅に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅当たりの平均電力が、搬送波の電力よりも二五・七デシベル以上低い値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅当たりの平均電力が(一)一〇・三dB以下の値であること。

通過帯域幅 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注)	周波数幅 (MHz)
[略]	[略]	[略]
二〇〇	二〇〇	一九〇・〇八
三〇〇	三〇〇	二八五・二二
[略]	[略]	[略]

[注 略]

イ 基地局と通信を行うもの

次の表の上欄に掲げる通過帯域幅に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅当たりの平均電力が、搬送波の電力よりも一四・七デシベル以上低い値であること。

通過帯域幅 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注)	周波数幅 (MHz)
[略]	[略]	[略]
二〇〇	二〇〇	一九〇・〇八
三〇〇	三〇〇	二八五・二二
[略]	[略]	[略]

[注 略]

(4) 陸上移動中継局の送信装置

ア 陸上移動局と通信を行うもの

次の表の上欄に掲げる通過帯域幅に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅当たりの平均電力が、搬送波の電力よりも二五・七デシベル以上低い値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅当たりの平均電力が(一)一〇・三dB以下の値であること。

通過帯域幅 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注)	周波数幅 (MHz)
[略]	[略]	[略]
二〇〇	二〇〇	一九〇・〇八
三〇〇	三〇〇	二八五・二二
[略]	[略]	[略]

[注 略]

イ 基地局と通信を行うもの

次の表の上欄に掲げる通過帯域幅に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅当たりの平均電力が、搬送波の電力よりも二五・七デシベル以上低い値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅当たりの平均電力が(一)一三dB以下の値であること。

通過帯域幅 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注)	周波数幅 (MHz)
[同上]	[同上]	[同上]
二〇〇	二〇〇	一九〇・〇八
[同上]	[同上]	[同上]

[注 同上]

イ [同上]

[同上]

通過帯域幅 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注)	周波数幅 (MHz)
[同上]	[同上]	[同上]
二〇〇	二〇〇	一九〇・〇八
[同上]	[同上]	[同上]

[注 同上]

(4) [同上]

ア [同上]

次の表の上欄に掲げる通過帯域幅に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅当たりの平均電力が、搬送波の電力よりも二五・七デシベル以上低い値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅当たりの平均電力が(一)一三dB以下の値であること。

通過帯域幅 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注)	周波数幅 (MHz)
[同上]	[同上]	[同上]
二〇〇	二〇〇	一九〇・〇八
[同上]	[同上]	[同上]

[注 同上]

イ [同上]

次の表の上欄に掲げる通過帯域幅に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅当たりの平均電力が、搬送波の電力よりも一四・七デシベル以上低い値であること。

通過帯域幅（MHz）	離調周波数（MHz）（注）	周波数幅（MHz）
〔略〕	〔略〕	〔略〕
二〇〇	二〇〇	一九〇・〇八
三〇〇	三〇〇	二八五・二二
〔略〕	〔略〕	〔略〕

〔注 略〕

〔2・3 略〕

4 設備規則別表第二号第12の6(3)オの総務大臣が別に告示する陸上移動中継局又は陸上移動局の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いて連続する複数の搬送波を送信する場合における送信された当該複数の搬送波の占有周波数帯幅の許容値は、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔の総和に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

〔表略〕

5 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

〔略〕

〔表略〕

注1 基地局が使用する周波数帯（二五・二五GHzを超え一九・五GHz以下の周波数帯をいう。）の端から一・五GHz未満の周波数帯に限り適用する。

〔2・3 略〕

〔2 略〕

(3) 陸上移動局（中継を行うものに限る。）の送信装置

ア 陸上移動局と通信を行うもの

次の表の上欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

離調周波数	不要発射の強度の許容値
〇・五MHz以上通過帯域幅の一〇％に〇・五MHzを加えた値未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二三dB以下
通過帯域幅の一〇％に〇・五MHzを加えた値以上	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二三dB以下

注1 送信周波数帯域の端から一・五GHz未満の周波数帯に限り適用する。

〔同上〕

通過帯域幅（MHz）	離調周波数（MHz）（注）	周波数幅（MHz）
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
二〇〇	二〇〇	一九〇・〇八
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

〔注 同上〕

〔2・3 同上〕

4 設備規則別表第二号第12の6(3)オの総務大臣が別に告示する陸上移動局の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いて連続する複数の搬送波を送信する場合における送信された当該複数の搬送波の占有周波数帯幅の許容値は、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔の総和に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

〔表同上〕

5 〔同上〕

(1) 〔同上〕

〔同上〕

〔表同上〕

注1 基地局が使用する周波数帯（二七GHzを超え一九・五GHz以下の周波数帯をいう。）の端から一・五GHz未満の周波数帯に限り適用する。

〔2・3 同上〕

〔2 同上〕

〔新設〕

- 2) 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

イ 基地局と通信を行うもの

次の表の上欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

離調周波数	不要発射の強度の許容値
〇・五MHz以上通過帯域幅の一〇％に〇・五MHzを加えた値未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二・三dB以下の値
通過帯域幅の一〇％に〇・五MHzを加えた値以上	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二三dB以下の値

注1 送信周波数帯域の端から一・五MHz未満の周波数帯に限り適用する。

- 2) 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

(4) 陸上移動中継局の送信装置

ア 陸上移動局と通信を行うもの

次の表の上欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

離調周波数	不要発射の強度の許容値
〇・五MHz以上通過帯域幅の一〇％に〇・五MHzを加えた値未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二・三dB以下の値
通過帯域幅の一〇％に〇・五MHzを加えた値以上	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二三dB以下の値

注1 送信周波数帯域の端から一・五MHz未満の周波数帯に限り適用する。

- 2) 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

イ 基地局と通信を行うもの

次の表の上欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

離調周波数	不要発射の強度の許容値
〇・五MHz以上通過帯域幅の一〇％に〇・五MHzを加えた値未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二・三dB以下の値
通過帯域幅の一〇％に〇・五MHzを加えた値以上	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二三dB以下の値

注1 送信周波数帯域の端から一・五MHz未満の周波数帯に限り適用する。

〔新設〕

2) 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

6 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

〔略〕

〔表略〕

注1 基地局が使用する周波数帯（ 25.25 GHz を超え 29.5 GHz 以下の周波数帯をいう。）の端から 1.5 GHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。

〔2 略〕

3 搬送波の送信周波数帯域が 25.25 GHz を超え 27.5 GHz 以下の周波数にかかる場合にあつては、 3.6 GHz を超え 4 GHz 以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の 200 MHz の帯域幅における平均電力が $(-1)9\text{ dBm}$ 以下の値とする。

(2) 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の送信装置

〔略〕

〔表略〕

〔注1〕3 略

4 搬送波の送信周波数帯域が 25.25 GHz を超え 27.5 GHz 以下の周波数にかかる場合にあつては、 3.6 GHz を超え 4 GHz 以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の 200 MHz の帯域幅における平均電力が $(-1)5\text{ dBm}$ 以下の値とする。

(3) 陸上移動局（中継を行うものに限る。）の送信装置

ア 陸上移動局と通信を行う送信装置

〔略〕

〔表略〕

〔注1 略〕

2 搬送波の送信周波数帯域が 25.25 GHz を超え 27.5 GHz 以下の周波数を含む場合にあつては、 3.6 GHz を超え 4 GHz 以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の 200 MHz の帯域幅における平均電力が $(-1)9\text{ dBm}$ 以下の値とする。

イ 基地局と通信を行う送信装置

〔略〕

〔表略〕

6 〔同上〕

(1) 〔同上〕

〔同上〕

〔表同上〕

注1 基地局が使用する周波数帯（ 27 GHz を超え 29.5 GHz 以下の周波数帯をいう。）の端から 1.5 GHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。

〔2 同上〕

3 搬送波の送信周波数帯域が 27 GHz を超え 27.5 GHz 以下の周波数にかかる場合にあつては、 3.6 GHz を超え 4 GHz 以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の 200 MHz の帯域幅における平均電力が $(-1)9\text{ dBm}$ 以下の値とする。

(2) 〔同上〕

〔同上〕

〔表同上〕

〔注1〕3 同上

4 搬送波の送信周波数帯域が 27 GHz を超え 27.5 GHz 以下の周波数にかかる場合にあつては、 3.6 GHz を超え 4 GHz 以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の 200 MHz の帯域幅における平均電力が $(-1)5\text{ dBm}$ 以下の値とする。

(3) 〔同上〕

ア 〔同上〕

〔同上〕

〔表同上〕

〔注1 同上〕

2 搬送波の送信周波数帯域が 27 GHz を超え 27.5 GHz 以下の周波数を含む場合にあつては、 3.6 GHz を超え 4 GHz 以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の 200 MHz の帯域幅における平均電力が $(-1)9\text{ dBm}$ 以下の値とする。

イ 〔同上〕

〔同上〕

〔表同上〕

〔注1 略〕

2 搬送波の送信周波数帯域が二五・二五 GHz を超え二七・五 GHz 以下を含む場合にあっては、二三・六 GHz を超え二四 GHz 以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇 MHz の帯域幅における平均電力が（一）五 dBm 以下の値とする。

- (4) 陸上移動中継局の送信装置
ア 陸上移動局と通信を行う送信装置

〔略〕

〔表略〕

〔注1 略〕

2 搬送波の送信周波数帯域が二五・二五 GHz を超え二七・五 GHz 以下を含む場合にあっては、二三・六 GHz を超え二四 GHz 以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇 MHz の帯域幅における平均電力が（一）九 dBm 以下の値とする。

- イ 基地局と通信を行う送信装置

〔略〕

〔表略〕

〔注1 略〕

2 搬送波の送信周波数帯域が二五・二五 GHz を超え二七・五 GHz 以下を含む場合にあっては、二三・六 GHz を超え二四 GHz 以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇 MHz の帯域幅における平均電力が（一）五 dBm 以下の値とする。

〔7・8 略〕

〔注1 同上〕

2 搬送波の送信周波数帯域が二七 GHz を超え二七・五 GHz 以下を含む場合にあっては、二三・六 GHz を超え二四 GHz 以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇 MHz の帯域幅における平均電力が（一）五 dBm 以下の値とする。

- (4) 〔同上〕
ア 〔同上〕

〔同上〕

〔表同上〕

〔注1 同上〕

2 搬送波の送信周波数帯域が二七 GHz を超え二七・五 GHz 以下を含む場合にあっては、二三・六 GHz を超え二四 GHz 以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇 MHz の帯域幅における平均電力が（一）九 dBm 以下の値とする。

- イ 〔同上〕

〔同上〕

〔表同上〕

〔注1 同上〕

2 搬送波の送信周波数帯域が二七 GHz を超え二七・五 GHz 以下を含む場合にあっては、二三・六 GHz を超え二四 GHz 以下の周波数帯における不要発射の強度の許容値は、この表の規定にかかわらず、任意の二〇〇 MHz の帯域幅における平均電力が（一）五 dBm 以下の値とする。

〔7・8 同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。